

県土整備部所管土木工事関連業務委託に係る 競争入札による簡易型総合評価落札方式における事後審査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県土整備部が所管する競争入札による土木工事関連業務委託に係る総合評価落札方式において、技術資料と入札参加資格の審査を開札後に優位の入札参加者から行い、適格の場合に落札決定する方式（以下「事後審査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 簡易型総合評価落札方式により発注される土木工事関連業務委託に事後審査を適用することができる。

(自己評価申請書の提出)

第3条 入札参加者は自身の技術資料について、入札条件及び総合評価落札方式ガイドラインをもとに、評価項目及び評価基準等を十分確認の上、自ら算定する評価点（以下「自己評価点」という。）を技術資料に係る自己評価申請書（様式1（事後審査））に記入し、入札条件に定めるところにより当該申請書を提出するものとする。自己評価点は、開札後に行う入札参加者の審査順を決定する際に用いられ、また、事後審査の際には評価点の上限値となるので、適正かつ誠実に記入するものとする。なお、自己評価申請書を提出しない者及び当該申請書に予め記載された最大評価点を超える自己評価点を記載した者は、本入札の参加資格を失うものとする。

(技術資料の審査)

- 第4条 技術資料の審査は、記載事項の確認、評価項目及び評価基準との照合を行うものとする。
- 2 当該業務委託を所管する課長等（以下「所管課長」という。）は、入札参加者の技術資料の審査については、開札後に、予定価格の範囲内で入札した者のうち、入札価格と自己評価点により算定される評価値の最も高い者について行うものとする。ただし、審査後の評価点は入札参加者の自己評価点を限度とし、審査後の評価点が自己評価点を下回る場合は審査後の評価点とする。
 - 3 前項の審査の結果、評価値の第1位の者に変動が生じた場合は、変動後の評価値の最も高い者について前項の審査を行い、評価値の第1位の者が決定するまで、前項の審査を順次繰り返すものとする。
 - 4 所管課長は、技術資料の審査に疑義が生じた場合は、山形県県土整備部所管事業入札参加者選定等審査会（以下「審査会」という。）に諮り、当該審査会で審査するものとする。

(指名競争入札における落札者の決定方法)

- 第5条 入札を執行する者（以下「入札執行者」という。）は、前条の規定により審査後の評価値が最も高い者を落札候補者とする。なお、落札候補者が2者以上であるときは、その複数の者を落札候補者とする。
- 2 入札執行者は、開札後、落札決定を保留し、前項の落札候補者の技術資料について、確認を行う。
 - 3 調査基準価格を下回る価格の落札候補者について、低入札価格調査における調査の結果、失格と判断された場合は、落札者とししない。
 - 4 落札候補者が、前項に該当しないときは、当該者を落札者に決定するものとする。ただし、当該者が2者以上となったときは、くじを引かせて落札者を決定するものとする。

- 5 落札候補者が第3項に該当するときは、当該者を除いて、前条及び前各項の規定による審査等を落札者が決定するまで順次繰り返すものとする。
- 6 落札者の決定は、開札日から起算して原則として4日以内（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）に行うものとする。
- 7 入札者名、入札金額、落札者名及び落札金額の公表は、入札結果（事後審査）（別紙業務2-1（事後審査））により行うものとする。

（一般競争入札における落札者の決定方法）

- 第6条 入札執行者は、第4条の規定により審査後の評価値が最も高い者を落札候補者とする。なお、落札候補者が2者以上であるときは、その複数の者を落札候補者とする。
- 2 入札執行者は、開札後、落札決定を保留し、前項の落札候補者について、技術資料の確認を行い、あらかじめ提出された一般競争入札参加資格確認申請書により入札参加資格の審査を行う。
 - 3 入札執行者は、前項の審査において疑義が生じた場合は、審査会に諮り、当該審査会の審議により入札参加資格の有無を決定する。
 - 4 調査基準価格を下回る価格の落札候補者について、低入札価格調査における調査の結果、失格と判断された場合は、落札者とししない。
 - 5 落札候補者が、第2項又は第3項の規定により、入札参加資格を有することが確認又は決定されたとき、かつ前項に該当しないときは、当該者を落札者に決定するものとする。ただし、当該者が2者以上となったときは、くじを引かせて落札者を決定するものとする。
 - 6 落札候補者が、第2項若しくは第3項の規定により、入札参加資格を有しないことが確認若しくは決定されたとき、又は第4項に該当するときは、当該者を除いて、第4条及び前各項の規定による審査等を落札者が決定するまで順次繰り返すものとする。
 - 7 落札者の決定は、開札日から起算して原則として4日以内（県の休日を除く。）に行うものとする。
 - 8 入札者名、入札金額、落札者名及び落札金額の公表は、入札結果（事後審査）（別紙業務2-2（事後審査））により行うものとする。

（技術資料審査結果に係る説明要求）

- 第7条 第4条の技術資料の審査を受けた者で、自身の自己評価点が入札結果に示された評価点と相違があった者は、落札者の決定の日から起算して4日以内（県の休日を除く。）にその理由についての説明を求めることができるものとする。
- 2 前項の規定により説明を求めた者に対して、所管課長は、説明要求を受理した日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）に技術資料審査結果に係る説明書（様式2（事後審査））により回答するものとする。

（手続）

- 第8条 指名通知から契約締結までの手続及び所要日数は、別紙業務1-1（事後審査）及び別紙業務1-2（事後審査）を標準とする。
- 2 入札公告から契約締結までの手続及び所要日数は、別紙業務1-3（事後審査）及び別紙業務1-4（事後審査）を標準とする。

(様式等)

第9条 自己評価申請書等の様式等については、次の表によるものとする。

	様式等	備考
技術資料に係る自己評価申請書	様式1 (事後審査)	
技術資料提出書	様式総合業務1	「県土整備部所管土木工事関連業務委託に係る競争入札による総合評価落札方式ガイドライン」による。
技術資料 (企業評価)	様式総合業務2	
技術資料 (技術者評価)	様式総合業務3	
技術資料審査結果に係る説明書	様式2 (事後審査)	
入札結果 (事後審査)	別紙業務2-1 (事後審査)	指名競争入札の場合
	別紙業務2-2 (事後審査)	一般競争入札の場合
手続	別紙業務1-1 (事後審査)	指名競争入札の場合
開札後のフロー	別紙業務1-2 (事後審査)	
試行手続	別紙業務1-3 (事後審査)	一般競争入札の場合
開札後のフロー	別紙業務1-4 (事後審査)	

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、「山形県県土整備部所管建設工事関連業務委託に係る条件付一般競争入札試行要領」及び「県土整備部所管土木工事関連業務委託に係る競争入札による総合評価落札方式実施要綱」の関係規定によるものとする。また、これにより難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年7月1日以後に指名通知を行う業務委託から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、平成29年7月1日以後に指名通知を行う業務委託から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、平成30年7月17日以後に指名通知を行う業務委託から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、平成31年2月1日以後に指名通知又は入札公告を行う業務委託から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、令和元年7月1日以後に指名通知又は入札公告を行う業務委託から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、令和2年7月1日以後に指名通知又は入札公告を行う業務委託から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、令和3年7月1日以後に指名通知又は入札公告を行う業務委託から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、令和4年7月1日以後に指名通知又は入札公告を行う業務委託から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、令和5年7月1日以後に指名通知又は入札公告を行う業務委託から適用する。

様式1(事後審査)

年 月 日

山形県知事 殿

業務名

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

連絡者

氏名

電話番号

技術資料に係る自己評価申請書

[二重線の枠内を記入のこと。]

評価項目	企業評価							技術者評価						合計
	技術力			企業の信頼性・社会性			情報収集力	資格要件	専門技術力		専任性	情報収集力	技術研鑽	
	同過 種去 ・1 類0 似年 業間 務の 実績	業過 務去 成4 績年 評定 にお ける 平均 点	の山過 頭形去 彰県2 歴優年 の良度 有建に 無設お 関ける 連業 業務	等 域 の 貢 献 活 動 無 (災 害 協 定)	業地過 務域去 の貢2 の献年 有活度 無動に (お ける 災 害 関 係)	シテ地過 ッィ域去 プア貢2 等々献年 (活 動に お ける イン ター ン ン	業過 務去 実2 績年 の 間 に お ける	技 術 者 資 格	同過 種去 ・1 類0 似年 業間 務の 経 験	業過 務去 成4 績年 評定 にお ける 平均 点	務技 件術 数者 の 従 事 し て い る 業	業過 務去 経2 験年 間 に お ける	C過 P去 D2 取年 得度 単に 位お ける	
最大評価点	4	4	1	2	1	2	4	3[0]	6	6	3	6	6	48[45]
自己評価点														0
対応する技術資料	様式総合業務2							様式総合業務3						
発注者チェック欄														

(備考)

- 自己評価点は、当該点に入札価格に基づいて算定した価格点を加えた評価値により、落札候補者決定の基礎となる順位付けが行われることに留意し、記載すること。
- 自己評価点は、発注者が落札者を決定するにあたって、提出された技術資料を基に審査する際の各評価項目毎の評価点の上限値となるので、入札条件(一般競争入札にあっては入札公告及び入札説明書)又は「総合評価落札方式ガイドライン」等により評価項目並びに評価基準を十分確認の上、遺漏のないよう留意し記載すること。
- 技術資料等の様式は、「総合評価落札方式ガイドライン」によること。なお、様式は県HPからダウンロードが可能。
- 最大評価点の欄における[]内の数値は、測量業務の場合における最大評価点。

山形県知事 殿

業務名 _____

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

連絡者

氏名

電話番号

技術資料に係る自己評価申請書

[二重線の枠内を記入のこと。]

評価項目	企業評価						技術者評価						合計	
	技術力			企業の信頼性・社会性			情報収集力	資格要件	専門技術力		専任性	情報収集力		技術研鑽
	同過 種去 ・1 類0 似年 業間 務の 実績	業過 務去 成4 績年 評度 にお ける 平均 点	の山過 顕形去 彰県2 歴優年 の良度 有建に 無設お 関ける 連業 業務	等 地 域 の 貢 献 活 動 （ 災 害 協 定	業地過 務域去 の貢2 の献年 無活度 動にお ける 災 害 関 係	シテ地過 ッィ域去 プア貢2 等々献年 のイ動に 有ン（お 無ターける ラン	業過 務去 実2 績年 の 有 無 に お ける	技 術 者 資 格	配若 置手 ・ 女 性 技 術 者 の	業過 務去 成4 績年 評度 にお ける 平均 点	務技 件術 数 の 従 事 し て い る 業	業過 務去 経2 験年 の 有 無 に お ける		C過 P去 D2 取 得 単 位 に お ける
最大評価点	4	4	1	2	1	2	4	2[0]	9	4	3	6	6	48[45]
自己評価点														0
対応する技術資料	様式総合業務2						様式総合業務3							
発注者チェック欄														

(備考)

- 自己評価点は、当該点に入札価格に基づいて算定した価格点を加えた評価値により、落札候補者決定の基礎となる順位付けが行われることに留意し、記載すること。
- 自己評価点は、発注者が落札者を決定するにあたって、提出された技術資料を基に審査する際の各評価項目毎の評価点の上限値となるので、入札条件(一般競争入札にあっては入札公告及び入札説明書)又は「総合評価落札方式ガイドライン」等により評価項目並びに評価基準を十分確認の上、遺漏のないよう留意し記載すること。
- 技術資料等の様式は、「総合評価落札方式ガイドライン」によること。なお、様式は県HPからダウンロードが可能。
- 最大評価点の欄における[]内の数値は、測量業務の場合における最大評価点。

山形県知事 殿

業務名

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名
連絡者
氏名
電話番号

技術資料に係る自己評価申請書

[二重線の枠内を記入のこと。]

評価項目	企業評価								技術者評価					合計	
	技術力			企業の信頼性・社会性			情報収集力		資格要件	専門技術力		専任性	情報収集力		技術研鑽
	同過去 種去・1 類0年間 業務の 実績	業過去 務成4 績年度 評定に おける 平均 点	の山過 頭形去 彰県2 歴優年 の良度 有建に 無設お 関ける 連業 業務	等 地 域 の 貢 献 無 活 動 (災 害 協 定	業地過 務域去 の貢2 の献年 有活度 無動に (災 害 関 係	シテ地過 ッィ域去 プア貢2 等々献年 のイ動に 有ン(お 無ターホ ーラける ン	業過 務去2 実績 の間に 有ける	本 店 の 所 在 地	技 術 者 資 格	同過 種去・1 類0年間 業務の 経験	業過 務成4 績年度 評定に おける 平均 点	務技 件術 者者 数の 従事 して いる 業	業過 務去2 経 験 の 間 に お ける		C過 P去 D2 取 得 単 位 に お ける
最大評価点	4	4	1	2	1	2	2	2	3[0]	6	6	3	6	6	48[45]
自己評価点															0
対応する技術資料	様式総合業務2								様式総合業務3						
発注者チェック欄															

(備考)

- 自己評価点は、当該点に入札価格に基づいて算定した価格点を加えた評価値により、落札候補者決定の基礎となる順位付けが行われることに留意し、記載すること。
- 自己評価点は、発注者が落札者を決定するにあたって、提出された技術資料を基に審査する際の各評価項目毎の評価点の上限値となるので、入札条件(一般競争入札にあっては入札公告及び入札説明書)又は「総合評価落札方式ガイドライン」等により評価項目並びに評価基準を十分確認の上、遺漏のないよう留意し記載すること。
- 技術資料等の様式は、「総合評価落札方式ガイドライン」によること。なお、様式は県HPからダウンロードが可能。
- 最大評価点の欄における[]内の数値は、測量業務の場合における最大評価点。

様式2（事後審査）

年 月 日

氏名又は名称

代表者氏名 様

部局長（総合支庁長）名

技術資料審査結果に係る説明書

説明要求のありました簡易型総合評価落札方式（事後審査）における、自己評価点と入札結果に示された評価点との相違に係る審査内容は以下のとおりです。

業 務 名		〇〇〇〇			
評 価 項 目		自 己 評価点	評価点	審 査 内 容	
企業評価	技術力	同種・類似業務の実績	○	○	〇〇〇〇
		業務成績評定の平均点			
		山形県優良建設関連業務の 顕彰歴の有無			
	信頼性 ・社会性	地域貢献活動（災害協定等） の有無			
		地域貢献活動（災害関係業 務）の有無			
		地域貢献活動（ボランティア等、 インターシップ等）の有無			
	情報収集力	業務実績の有無			
		本店の所在地			
	技術者評価	資格要件	技術者資格		
専門技術力		同種・類似業務の経験			
		若手・女性技術者の配置			
		業務成績評定の平均点			
専任性		技術者の従事している業務 件数			
情報収集力		業務経験の有無	○	○	〇〇〇〇
技術研鑽	C P D取得単位				

（備考）

申請者の自己評価点と入札結果に示された評価点に相違があり、申請者より説明を求められた評価項目についてのみ記載すること。

入札結果 (事後審査)

施行番号

委託名 令和〇〇年度 〇〇事業 〇〇〇〇 〇〇業務委託

施行場所 〇〇市大字〇〇地内

入札年月日 令和〇〇年〇月〇日

予定価格 (税抜き) (A) 円

調査基準価格 円

総合評価の分類

番号	第1回 入札者	技術点				入札価格 (C) 円	価格点 (D)	品質等確実点 (E)	予定価格 ≥ 入札価格	入札価格 ≥ 調査基準価格	評価値 B+D+E	順位	備考	技術資料審査	入札参加 資格審査
		企業 評価	技術者 評価	技術力 評価	計(B)										
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															

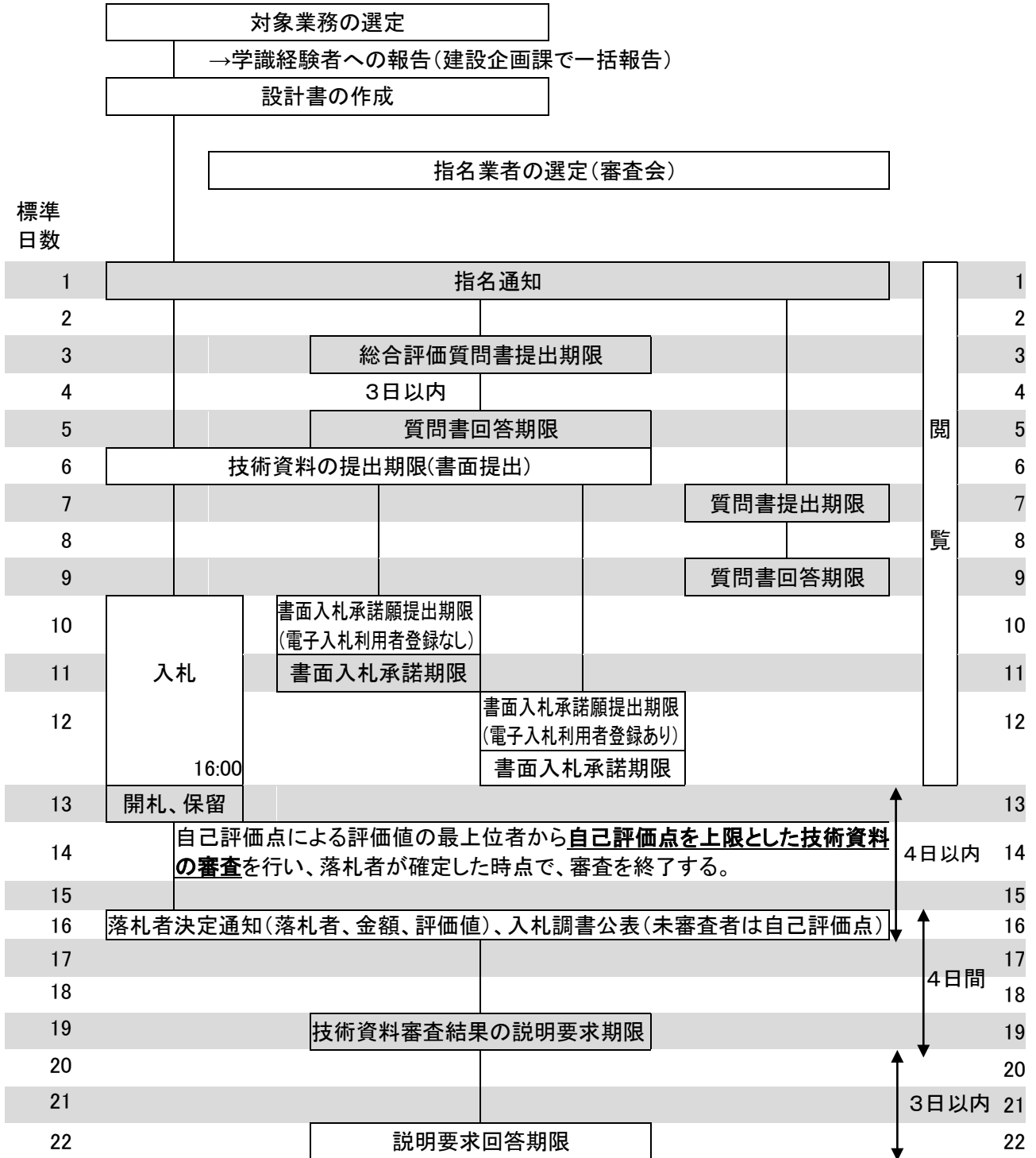
- (注) 1 落札金額は、上記の金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。(円未満切捨て)
 2 価格点及び評価値の表示は、切り捨てにより小数点以下3桁とするが、同値により落札者が判定できない場合は判定できる桁まで表示する。
 3 本案件は、簡易型総合評価落札方式で、開札後に落札候補者のみについて、自己評価点を上限とした技術資料の(一般競争入札の場合は入札参加資格も)審査を行う事後審査方式である。このため、「技術資料審査」及び「入札参加資格」欄の表記内容は下表のとおりである。

表記	「技術資料審査」	「入札参加資格審査」
○	審査の結果 評価点に修正なし	審査の結果 入札参加資格あり
×		審査の結果 入札参加資格なし
※	審査の結果 評価点を修正	
「空欄」	未審査	未審査
申請書なし	「自己評価申請書」未提出	

別紙業務 1-1 (事後審査)

県土整備部所管土木工事関連業務委託に係る指名競争入札による
簡易型総合評価落札方式 (事後審査) の手続

←学識経験者の意見聴取
(建設企画課で意見聴取:簡易型の評価項目・基準等)
評価項目、落札者決定基準等の決定(審査会)

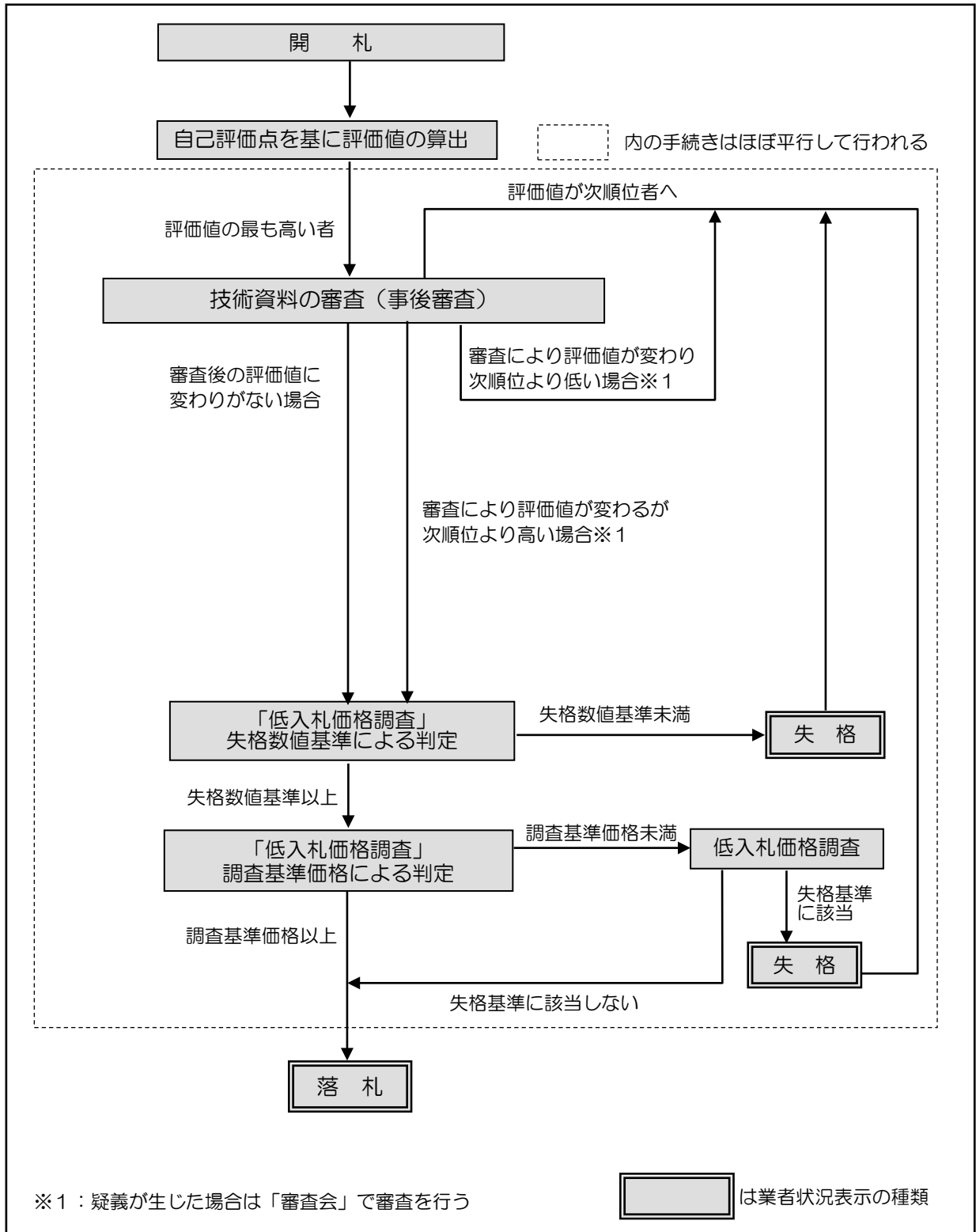


→学識経験者への報告(建設企画課で一括報告)

- (注) 1 業務の内容、規模等により適宜設定のこと。
2 標準日数は、県の休日を除く。

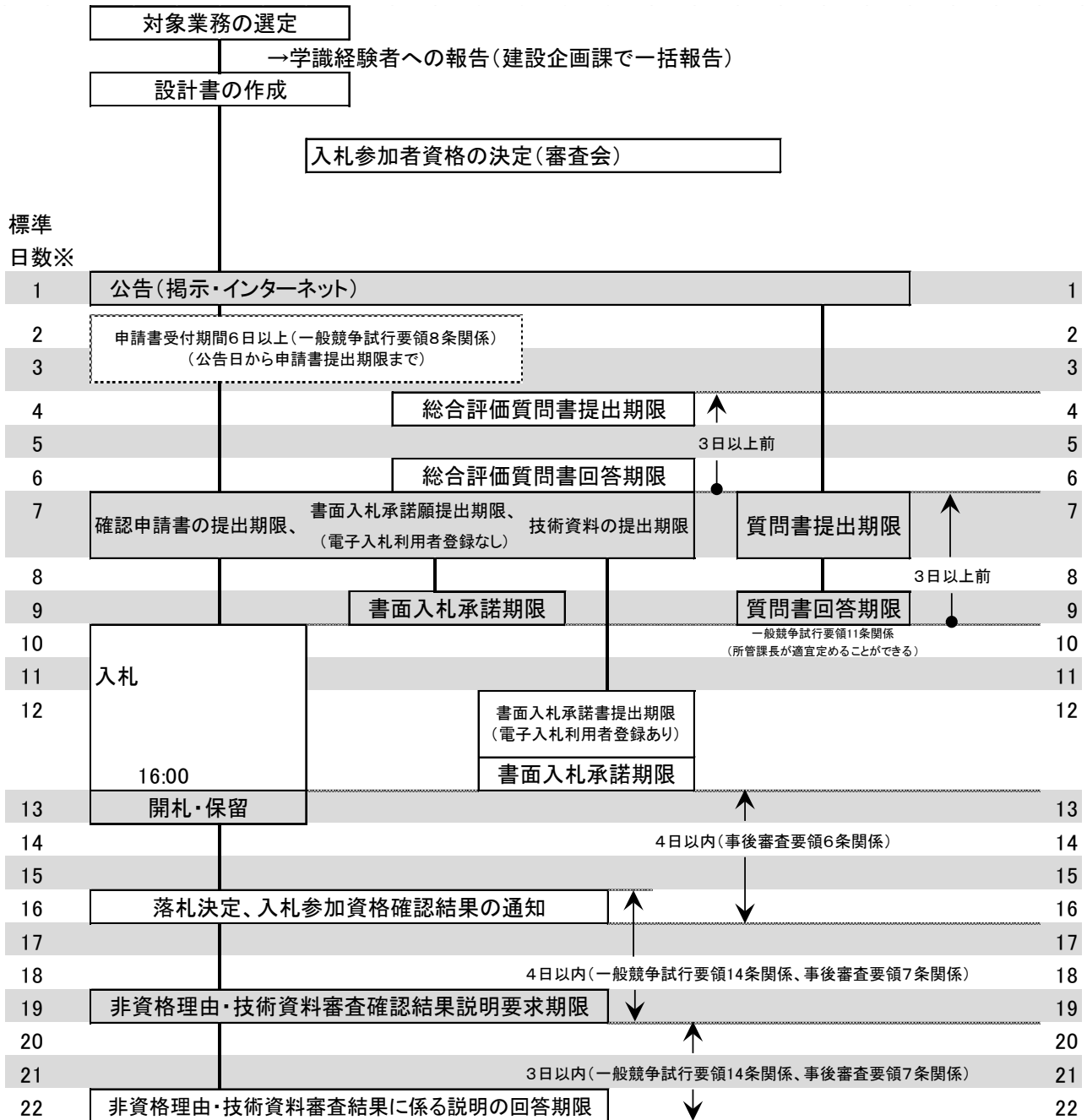
別紙業務 1 - 2 (事後審査)

簡易型総合評価落札方式における事後審査の開札後のフロー



建設工事関連業務委託に係る一般競争入札（条件付）による
簡易型総合評価落札方式（事後審査）の試行手続

← 学識経験者の意見聴取
（建設企画課で意見聴取：簡易型の評価項目・基準等）
落札決定基準等の決定（審査会）



→学識経験者への報告(建設企画課で一括報告)

注) ※は、県の休日を除く。

本モデルでは、入札前の資格審査が不要であることから、入札参加確認申請書の受付期間を公告の日を含め6日間と設定しているが、設計金額1千万円未満の場合は4日以上、設計金額5千万円を超える場合は11日以上とする。

簡易型総合評価落札方式における事後審査の開札後のフロー

